算式の符号

ａ　地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第２号）第１条による改正前の地方税法（以下「平成31年改正前地方税法」という。）附則第12条の２の２第６項第１号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の自動車又は同法附則第12条の２の４第４項第１号及び第２号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、同法附則第12条の２の２第６項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第４項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

Ｂ　次の算式によって算定した額

算式

ｂ／0.03×0.02－ｂ／0.03×0.01

ｂ／0.03×0.02及びｂ／0.03×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｂ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第１号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の自動車又は同法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、同法附則第12条の２の２第８項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第５項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

Ｃ　次の算式によって算定した額

算式

ｃ／0.03×0.01

算式の符号

ｃ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第６項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の自動車又は同法附則第12条の２の４第４項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、同法附則第12条の２の２第６項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第４項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

Ｄ　次の算式によって算定した額

算式

ｄ／0.03×0.02－ｄ／0.03×0.01

ｄ／0.03×0.02及びｄ／0.03×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。